

## 資料

一般社団法人栃木県介護福祉士会定款

# 一般社団法人 栃木県介護福祉士会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人栃木県介護福祉士会と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市若草1丁目10番6号とちぎ福祉プラザ3階ソーシャルケアサービス共同事務所内に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、介護福祉士の職業倫理の向上、介護福祉士に関する専門的教育及び研究を通してその専門性を高め、介護福祉士の資質の向上と介護に関する知識、技術の普及を図り、もって栃木県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (2) 介護福祉士の倫理及び資質の向上に関する研修会等の開催に関する事業
- (3) 介護福祉士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
- (4) 介護福祉士を目指す者に対しての情報提供及び講習会の開催に関する事業
- (5) 介護福祉に関する刊行物の発行及び調査研究に関する事業
- (6) 介護福祉士に係るその他関係他団体との連携及び協力に関する事業
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

### (機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

### (種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法(以下「社会福祉士法」という。)第42条の規定により介護福祉士として現に登録されている者であり、かつ、社団法人日本介護福祉士会の会員であって、原則として栃木県内に住所又は勤務先を有

し、当法人の目的に賛同して入会した者

(2) 準会員 次に掲げる者で、栃木県内に住所又は勤務先を有し、当法人に所属することを希望する者

ア 介護福祉士養成施設又は大学の介護福祉士養成課程に在籍している者

イ 介護福祉士試験の受験資格を有する者

(3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第8条 正会員又は準会員・賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、会長の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 準会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。

(1) 苦情を申し立てられ、または綱紀委員会、理事会等で会員としての身分について審議中の者

(2) 成年後見人、任意後見人、成年後見監督人、任意後見監督人等を受任中の者

(3) その他会長が退会を認めることが不適当と判断する者

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第20条第2項に定める社員総会の特別議決によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他当法人の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかつたとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき

(3) 社会福祉士法第32条又は第33条の準用により、介護福祉士としての登録を取り消され又は削除されたとき

(4) 社団法人日本介護福祉士会の会員資格を喪失したとき

(5) 総正会員が同意したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第 3 章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の、社員総会は、定期社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する

2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第16条 社員総会は次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散、合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。